

1 全庁横断的な実効性重視の推進体制の整備

○名称 北海道総合計画推進本部

- 目的
- * 総合計画の着実かつ効果的な推進に当たり、重点戦略計画（創生総合戦略・強靱化計画）や特定分野別計画など関連する計画との一体的な推進が図られるよう、振興局を含めた全庁横断的な推進体制を整備し、実効性の確保に努める。
 - * 実効性の高い政策の推進、施策・事業の効果的、効率的な展開が図られるよう、推進本部の下に、推進協議会及び幹事会を設ける。

○構成 (1) 推進本部

- 本部長：知事 副本部長：担当副知事
- 本部員：副知事、公営企業管理者、総務部長、職員監、危機管理監、総合政策部長、知事室長、交通企画監、環境生活部長、保健福祉部長、少子高齢化対策監、経済部長、観光振興監、食産業振興監、農政部長、食の安全推進監、水産林務部長、建設部長、建築企画監、会計管理者兼出納局長、企業局長、教育庁教育部長、警察本部警務部長、各総合振興局・振興局長、東京事務所長

(2) 推進協議会 <実効性の高い政策の推進に係る企画、調整>

- 委員長：総合政策部長 副委員長：計画推進担当局長
- 委員：政策局長、地域創生局長
特別委員～テーマに応じ関係局長、振興局地域創生総括を招集
- 参 与：テーマに応じ有識者を招集

(3) 幹事会 <施策・事業の効果的、効率的な展開に係る情報共有・連絡調整>

- 幹事長：総合政策部政策局計画推進担当局長
- 幹 事：各部等企画担当課長、行政改革課長、政策局参事、計画推進課長、国土強靱化担当課長、地域戦略課長、地域創生担当課長、各総合振興局・振興局地域創生部長 など

(4) 事務局

- 総合政策部政策局計画推進課

2 計画推進の流れ（予定）

◆政策評価を通じて、計画に掲げる指標の進捗状況、関連する計画を含めた推進状況の一体的な管理を行う。

日 程	<総合計画の推進管理> めざす姿・目標の点検・評価	<政策評価> 施策・事務事業の評価	推進本部の 主な役割
4～5月	推進本部	施策推進計画作成・公表	・重点戦略計画の推進 組織との連携
6月		評価実施方針策定	
7月	推進協議会・幹事会	評価	・経済社会情勢、道民 ニーズ、政策課題の動 向などの把握による重 点的な政策の推進
8～9月		↓	
10～11月	総合開発委員会計画部会【知事附属機関】 推進協議会・幹事会	評価結果議会報告・公表	
12～3月	総合開発委員会【知事附属機関】	次年度の予算・組織への 反映	・施策間連携、横断的 事業の展開